

新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付に関する償還免除のご案内

住民税が非課税である世帯 については、免除申請書などの必要な書類を送付し、新潟県社協から免除決定が通知されることで、貸付金の償還（借りていたお金を返すこと）が免除となります。下記の要件に該当し、償還免除を希望する方は、別添の免除申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封したうえで、下記まで郵送ください。

1. 対象となる資金種類

令和3年度または令和4年度の住民税が非課税である世帯については、**緊急小口資金** と **総合支援資金（初回貸付）** が**償還免除** となります。なお、緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）の両方を借り受けている場合、2枚の免除申請書の送付が必要です（以下の例を参照）。

（例）緊急小口資金と、総合支援資金（初回貸付）の2つを借りている場合

緊急小口資金 分の免除申請書（様式1-1）が1枚、
総合支援資金（初回貸付） 分の免除申請書（様式1-1）が1枚
の計2枚の送付が必要

※2つの資金の免除申請を行う場合、それぞれに添付書類（「非課税証明書」及び「住民票の写し」）が必要。ただし、いずれか一方はコピーで可。

<資金種類とは？>

資金種類は、全部で右の4種類です



- ・**緊急小口資金**
- ・**総合支援資金（初回貸付）** ※1か月目～3か月目
- ・**総合支援資金（延長貸付）** ※4か月目～6か月目
- ・**総合支援資金（再貸付）**

※ 令和4年度は、緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）が免除申請の対象です。総合支援資金（延長貸付）の免除のご案内は令和5年3月ごろ、総合支援資金（再貸付）の免除のご案内は令和6年3月ごろ、お知らせいたします。

※ 償還免除の要件などが分からない場合、4ページの「償還免除の要件など、全般的な問い合わせ」の連絡先（tel：0120-46-1999）までお問い合わせください。

※令和5年度に住民税が非課税となった場合の

緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付）の償還免除については、令和5年3月ごろご案内します

2. 償還免除の対象となる要件、必要書類など

| 償還免除要件 | 申請に必要な書類 | 免除対象となる資金種類 | 償還免除 対象金額 |
|---|---|--|--|
| 借受人(および世帯主)の 令和3年度または令和4年度の 住民税が均等割・所得割いずれも 非課税 と証明されている方 | <input type="checkbox"/> 免除申請書（様式1-1） <input type="checkbox"/> いまの世帯全員が記載されており、かつ、免除申請時点から3か月前までに発行された住民票の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 借受人(および世帯主)の 同年度 の住民税課税証明書 ※または非課税証明書 | ・緊急小口資金 ・総合支援資金(初回貸付) | 全額 、償還免除の対象 ※すでに償還した金額は、免除の対象外 |

- 免除申請書は、左上に（様式1-1）と記載のある書類を必ず使用してください。また、免除申請書の太枠内について、記入および☑が必要です。
- 免除申請書（様式1-1）の項目「世帯の状況」については、この資料の3ページの「フローチャート」の結果により☑箇所が異なります。

| | | |
|-------|-------|--|
| (i) | に該当 ☞ | 「現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯」に☑をつけてください。 |
| (ii) | に該当 ☞ | 「現在、借受人が世帯主である」に☑をつけてください。 |
| (iii) | に該当 ☞ | 「左記のいずれにも当てはまらない場合」に☑をつけてください。 |

※DVによる避難等により世帯主の課税証明書(または非課税証明書)を取得できない場合「現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる避難等により世帯主の所得証明書を取得できない」に☑

- 住民税の均等割・所得割いずれも非課税であるかどうかについては、市区町村の窓口等において以下の書類を取得し、確認してください。

令和3年度：令和3年6月ごろに発行可能となる非課税証明書（令和2年1月～12月分の所得が記載）

令和4年度：令和4年6月ごろに発行可能となる非課税証明書（令和3年1月～12月分の所得が記載）

- 確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ、課税証明書および非課税証明書は発行されない場合があります。住民税の申告方法については、お住いの市区町村の税務課等にお問い合わせください（市区町村により、申告書の様式等が異なります）。
- 令和3年度または令和4年度の「均等割・所得割いずれも非課税」の方が対象となります。所得割のみ非課税となっている方は免除の対象ではありません。
- 3ページのフローチャートで、(iii)に当てはまる場合、借受人と世帯主が同じ年度に非課税であることが要件となります。以下のケースは、免除となりません。

| 令和3年度の住民税 | 令和4年度の住民税 |
|-----------|-----------|
| ・借受人⇒非課税 | ・借受人⇒課税 |
| ・世帯主⇒課税 | ・世帯主⇒非課税 |

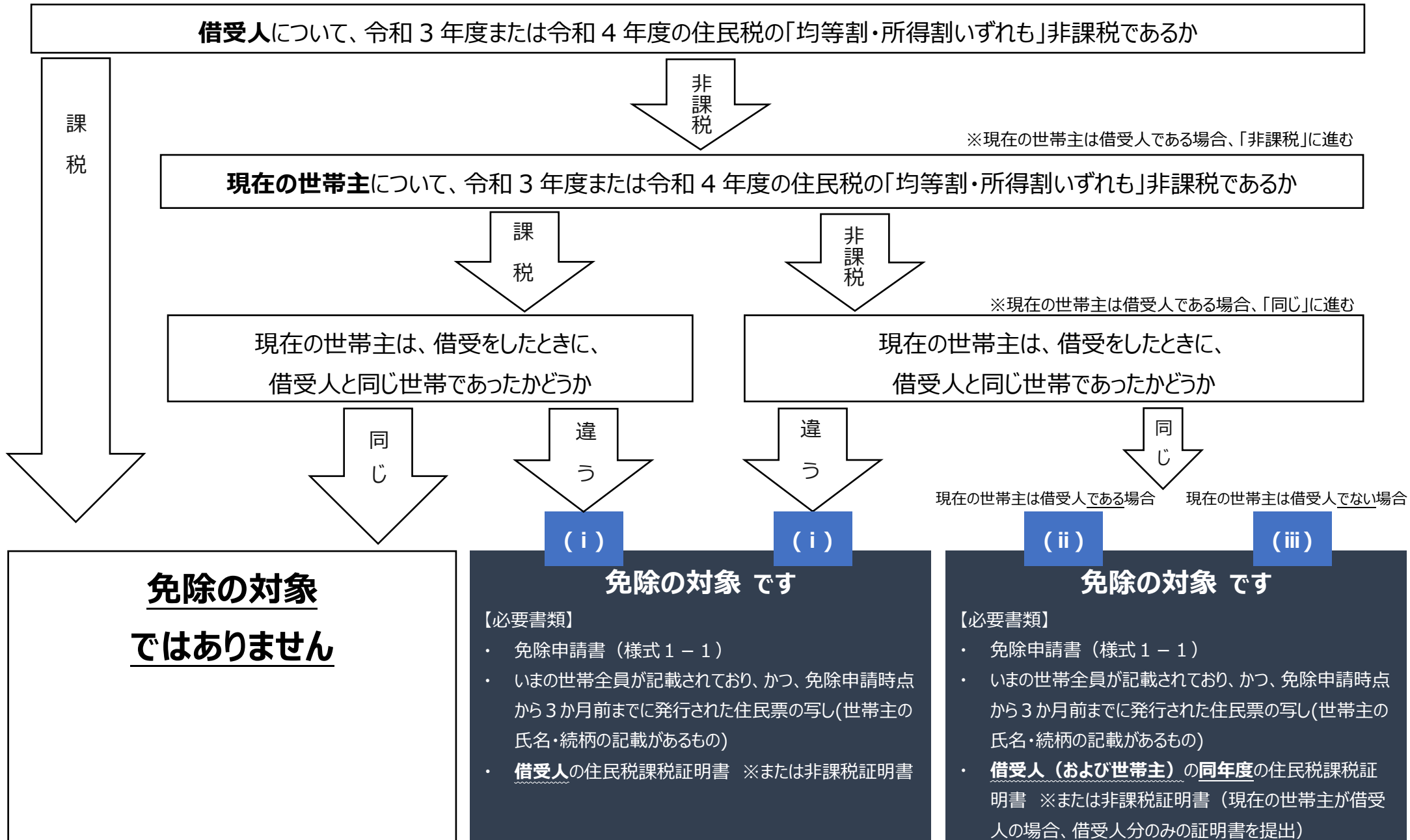


免除の対象ではありません

- いまの世帯全員が記載されており、かつ、免除申請時点から3か月前までに発行された住民票の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの)を添付してください。
- 令和4年度は、緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）が免除申請の対象です。総合支援資金（延長貸付）の免除のご案内は令和5年3月ごろ、総合支援資金（再貸付）の免除のご案内は令和6年3月ごろ、お知らせいたします。

3. 免除になるか、確認するためのフローチャート

以下のフローチャートにより、免除要件に当てはまるかどうか、確認してください。あてはまる場合、どういった書類が必要か、あわせて確認してください。



4. 書類の送付先と送付期限について

| | |
|------|---|
| 送付先 | 〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代1-1-1 朝日生命新潟ビル7階 新潟県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター ※必要書類がすべて同封されているかどうか、送付前に必ずご確認ください。 TEL：050-2018-8116 |
| 送付期限 | 令和4年9月30日（金） 必着 ※送付期限を超えて申請された場合、償還免除の手続きが遅れ、一部、償還開始になる場合があります。 <u>すでに返済された金額は、償還免除の対象となりませんので、ご注意ください。</u> |

5. その他

- この文書に記載している要件以外にも、償還免除となる要件があります。厚生労働省が発出した「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程」を確認いただき、要件に該当する場合、下記「6. お問い合わせ先」の「償還免除の要件など、全般的な問い合わせ」の連絡先までお問い合わせください。
(緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程)



<https://www.mhlw.go.jp/content/000801429.pdf>

- 免除申請書に記載のある「自立相談支援機関」とは、生活全般にわたる困りごとの相談窓口であり、全国に設置されています。働きたくても働けない、住む所がない、など、生活するうえで困りごとがある場合は地域の相談窓口にご相談ください。
(自立相談支援機関 相談窓口一覧)



<https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>

6. お問い合わせ先

| 償還免除の要件など、全般的な問い合わせ | 申請手続きに関する問い合わせ |
|--|---|
| <p><u>個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談 コールセンター</u> Tel：0120-46-1999 受付時間：9時～17時(平日)</p> | <p><u>新潟県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター</u> Tel：050-2018-8116 受付時間：9時～17時(平日) ■基本的なご質問は、右のLINE BOT(チャットボット)でお答えできますのでご利用ください。</p>  |